

**島根県松江市**

平成十四年四月廿六日  
(金曜日)

四 次

本件記載の交差点に誤りある交差点の「始点」

四 次

島根県公安委員会告示第33号

昭和36年島根県公安委員会告示第30号(道路の交通に関する規制)の一部を次のように改正する。

平成14年4月26日

島根県公安委員長 古瀬 章

別表第1(法第4条第1項の規定による信号機を設置する場所)の松江警察署の部松江市の項に次のように加える。

場 所	種 類	摘要
松江市西嫁島二丁目地内 国道9号と市道松江停車場玉造線との交差点	プログラム多段式	

別表第2(法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による車両の通行を禁止する場所)の木次警察署の項中

場 所	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日	通 行 禁 止 時	摘 要
木次町大字木次1番地先三差路から同405番地先交差点までの間の町道木次本通り	575メートル	大型貨物自動車及び大型特殊自動車	終 日		

を

警  
署

別表第2 (法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による車両の通行を禁止する場所) の出雲警察署の部出雲市の項に次のように加える。

場 所	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日	通 行 禁 止 時	摘要
木次町大字木次1番地先から同414番地先交差点までの間の町道木次本通り線	500 メートル	大型貨物自動車及び大型特殊自動車	終 日		

に改める。

別表第2 (法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による車両の通行を禁止する場所) の出雲警察署の部出雲市の中の「木次町大字木次1番地先から同414番地先交差点までの間の町道木次本通り線」に改める。

警  
署

別表第2 (法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による車両の通行を禁止する場所) の大社警察署の項中

場 所	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日	通 行 禁 止 時	摘要
今市町1705番地17先 出雲科学館北西高架下北側三差路から同町1705番地19先出雲科学館北西高架下南側三差路までの間の市道今市126号線	15 メートル	大型乗用自動車及び大型貨物自動車	終 日		

を削る。

別表第2 (法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による車両の通行を禁止する場所) の大社警察署の項中

場 所	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日	通 行 禁 止 時	摘要
乃木福富町340番地1 先野代川橋西方100メートル地点から西嫁島二丁目10番16号先島根県職員運動場西側国道9号と主要地方道松江木次線の合流地点までの間の国道9号上り線	640 メートル	車両(軽車両を除く。)	終 日	午前7時 午前8時 30分まで	区間に運行上の起点を有するものを除く。
西嫁島二丁目10番16号先島根県職員運動場西側国道9号と主要地方道松江木次線の分岐点から乃木福富町340番地1先野代川橋西方100メートル地点までの間の国道9号下り線	680 メートル	車両(軽車両を除く。)	終 日	午前7時 午前8時 30分まで	区間に運行上の起点を有するものを除く。

別表第3 (法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による一方通行場所) の松江警察署の部松江市の項に次のように加える。

区 間	通行を禁止する方向	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日	通 行 禁 止 時	摘要
乃木福富町340番地1 先野代川橋西方100メートル地点から西嫁島二丁目10番16号先島根県職員運動場西側国道9号と主要地方道松江木次線の合流地点までの間の国道9号上り線	南西行	640 メートル	車両(軽車両を除く。)	終 日		

別表第3 (法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による一方通行場所) の松江警察署の部松江市の項に次のように加える。

場 所	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日	通 行 禁 止 時	摘要
大社町大字杵築北旧笠子トンネル、主要地方道大社日御崎線	100 メートル	車両(軽車両を除く。)	終 日		

を削る。

別表第2 (法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による車両の通行を禁止する場所) の大田警察署の項中

## 昭

## 警察署

浜乃木五丁目1番1号先 木交番前交差点の南詰から南 方へ10メートル区間	南 行	10 メートル	車 両 (軽車両を) (除く。)	土曜・日 曜・休日 を除く。 午前7時 から午前 9時まで
西津田三丁目18番23号先 東側三差路の西詰から8メー トル区間	西 行	8 メートル	車 両 (軽車両を) (除く。)	午前7時 から午前 8時30分 まで
西津田三丁目18番23号先 東側交差点の西詰から13メー トル区間	西 行	13 メートル	車 両 (軽車両を) (除く。)	午前7時 から午前 8時30分 まで

別表第3(法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による一方通行場所)の出

雲警察署の部出雲市の項中

区 間	通行を禁 止する方 向	区間距離	通行を禁 止するもの	通行禁 止日時	摘要
大津町1109番地先上成橋北詰 交差点から今市町291番地前 までの間の市道高瀬川右岸線	西 行	500 メートル	自 動 車 (二輪のもの (のを除く。))	午前7時 から午後 9時まで	

を

区 間	通行を禁 止する方 向	区間距離	通行を禁 止するもの	通行禁 止日時	摘要
大津町1109番地先上成橋北詰 交差点から今市町291番地前 までの間の市道高瀬川右岸線	西 行	435 メートル	自 動 車 (二輪のもの (のを除く。))	午前7時 から午後 9時まで	

に改め

区 間	通行を禁 止する方 向	区間距離	通行を禁 止するもの	通行禁 止日時	摘要
今市町271番地先二京橋北詰 交差点西詰から同町135の6 番地先三京橋北詰交差点まで の間の市道高瀬川右岸線	西 行	250 メートル	自 動 車 (二輪のもの (のを除く。))	午前7時 から午後 9時まで	

を削る。

別表第3(法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による一方通行場所)の大田警察署の項に次のように加える。

区 間	通行を禁 止する方 向	区間距離	通行を禁 止するもの	通行禁 止日時	摘要
大田町大田ハ76番地先交差点 から同ハ240番地先交差点ま での間の市道相生鳴滝線	南 行	280 メートル	車 両 (自転車を) (除く。)	午前7時 から午前 8時 まで	

別表第4(法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による車両の左折又は右折を禁止する場所)の松江警察署の部松江市の項中

場 所	進行を禁 止する方 向	対象車両	禁止日時	摘要
西津田十丁目18番27号先 東側三差路 の東詰	西進車両の 右折北行	車 両 (軽車両を) (除く。)	午前7時 から午前 9時まで	

を

区 間	通行を禁 止する方 向	区間距離	通行を禁 止するもの	通行禁 止日時	摘要
西津田十丁目18番27号先 東側三差路 の西詰	左折北行	車 両 (軽車両を) (除く。)	午前7時 から午前 9時まで		

を

場所	進行を禁止する方向	対象車両	禁止日時	摘要
西津田十丁目18番27号先 三差路	西進車両の右折北行	車両 (軽車両を除く。)	午前7時から午前8時30分まで	
西津田十丁目18番27号先 三差路	東進車両の左折北行	車両 (軽車両を除く。)	午前7時から午前8時30分まで	

に改め

場所	進行を禁止する方向	対象車両	禁止日時	摘要
浜乃木二丁目6番6号先 乃木交番前 交差点の西詰	東進車両の右折南行	車両 (軽車両を除く。)	日曜・休日を除く。 午前7時から午前9時まで	
浜乃木二丁目6番6号先 乃木交番前 交差点の東詰	西進車両の左折南行	車両 (軽車両を除く。)	日曜・休日を除く。 午前7時から午前9時まで	

を削り、同項に次のように加える。

場所	進行を禁止する方向	対象車両	禁止日時	摘要
西嫁島二丁目地内 国道9号と市道松江停車場玉造線との交差点の西詰	東進車両の右折南行及び左折北行	車両	終日	

別表第4（法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による車両の左折又は右折を禁止する場所）の掛合警察署の項に次のように加える。

場所	進行を禁止する方向	対象車両	禁止日時	摘要
掛合町大字掛合10番地1先 道の駅掛合の里南側入口交差点の南詰	北進車両の右折東行	車両	終日	
掛合町大字掛合10番地1先 道の駅掛合の里南側入口交差点の北詰	南進車両の左折東行	車両	終日	
掛合町大字掛合4544番地先 清泉橋北詰三差路の南詰	北進車両の左折西行	車両	終日	

別表第4（法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による車両の左折又は右折を禁止する場所）の出雲警察署の部出雲市の項に次のように加える。

## 警察署

## 警察署

を

袖師町1番7号先 袖師北交差点

場所 横断歩道設置数 摘要

場所 横断歩道設置数 摘要

に改め、同項に次のように加える。

場所	進行を禁止する方向	対象車両	禁止日時	摘要
今市町1705番地17先 高架下北側三差路	東進車両の右折南行及び西進車両の左折南行	大型乗用自動車及び大型貨物自動車等	終日	
今市町1705番地19先 高架下南側三差路	東進車両の左折北行及び西進車両の右折北行	大型乗用自動車及び大型貨物自動車等	終日	
塩治町1289番地6先	北進車両の左折西行	車両(軽車両を除く。)	終日	

別表第6 (法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所)の松江警察署の部松江市の項中

場所	横断歩道設置数	摘要
袖師町1番7号先	2	

別表第6 (法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所)の安来警察署の部安来市の項に次のように加える。

場所	横断歩道設置数	摘要
袖師町1番7号先	3	
西赤江町601番地先	1	
西赤江町588番地先	2	
久白町630番地1先	2	

別表第6（法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所）の安来警察署の部能義郡の項に次のように加える。

場所	横断歩道設置数	摘要
伯太町大字東母里559番地1先 市場尻橋東詰交差点	1	
広瀬町菅原500番地先 菅原大橋西三差路	1	
広瀬町梶福留607番地先 梶大橋東詰三差路	1	
広瀬町梶福留572番地先 梶大橋東方約150メートル地点の交差点	1	

別表第6（法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所）の木次警察署の項に次のように加える。

場所	横断歩道設置数	摘要
大東町大字大東1094番地先 大東町民体育館東側三差路	1	

## 四、別表第6（法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所）の掛合警察署の項に次のように加える。

場所	横断歩道設置数	摘要
三刀屋町大字給下1450番地先 若宮三差路	1	

別表第6（法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所）の出雲警察署の部出雲市の中

場所	横断歩道設置数	摘要
大津町1727番地5先 大津公民館前三差路	1	
今市町1900番地先 交差点	1	
大津町1727番地5先 大津公民館前三差路	2	
今市町1900番地先 三差路	1	

別表第6（法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所）に改め、同項に次のように加える。

場所	横断歩道設置数	摘要
今市町1696番地先 山王交差点の南東側三差路	1	
今市町1900番地2先 出雲科学館正面出入口	1	
東林木377番地先 東方約150メートル地点の交差点	1	

別表第6（法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所）の出雲警察署の部簸川郡の項に次のように加える。

## 警察署

場所	横断歩道設置数	摘要
斐川町大字上直江697番地2先 交差点	1	
斐川町大字神庭521番地先 交差点	1	

別表第6（法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所）の平田警察署の項に次のように加える。

場所	横断歩道設置数	摘要
鹿園寺町319番地先 中央橋西詰交差点	1	
美談町431番地6先 三差路	1	
平田町3367番地2先 千歳橋北側交差点	4	
平田町3353番地1先 北側交差点	4	
平田町331番地1先 南東側交差点	4	

別表第6（法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所）の川本警察署の項中

場所	横断歩道設置数	摘要
石見町大字中野2632番地3先 森賀大橋南詰三差路	1	

を

場所	横断歩道設置数	摘要
石見町大字中野2632番地3先 森賀大橋南詰三差路	2	

に改める。

別表第6（法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所）の江津警察署の項中

場所	横断歩道設置数	摘要
千田町504番地8先 南東約40メートル地点の交差点	1	

を

場所	横断歩道設置数	摘要
千田町504番地8先 南東約40メートル地点の交差点	2	

に改め、同項に次のように加える。

場所	横断歩道設置数	摘要
跡市町593番地先 跡市小学校北方三差路	2	

別表第6（法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所）の西郷警察署の項中

場所	横断歩道設置数	摘要
都万村大字都万2028番地5先 交差点	1	

を

島根県

場所	横断面設置数	歩道数	摘要
都万村大字都万2028番地 5先 交差点	4		

に改める。

別表第7(法第4条第1項、第2項及び第63条の4第1項の規定により普通自転車が歩道を通行することができる場所)の掛合警察署の項に次のように加える。

三刀屋町大字伊萱10番地 1先三  
給下1450番地先若宮三差路南方  
地方道出雲三刀屋線の西側歩道

道を通行することができる場所) の平田警察署の項中

場所	区間距離	摘要
三刀屋町大字伊萱10番地1先三刀屋斎場前三差路から同町大字 給下1450番地先若宮三差路南方約50メートル先までの間の主要 地方道出雲三刀屋線の西側歩道	1600 メートル	片 側
場所	区間距離	摘要
平田町2957番地先明川橋東方50メートル地点三差路から同町 2972番地22先中ノ島中会館三差路までの間の市道東平田明川線	455 メートル	両 側

に改め、同項に次のように加える。

平田町2957番地先明川橋東方50メートル地点三差路から同町2412番地2先国道431号との交差点までの間の市道東平田明川線及び大倉中ノ島線

場所	区間距離	摘要
平田町2957番地先明川橋東方50メートル地点三差路から同町 2412番地2先国道431号との交差点までの間の市道東平田明川 線及び大倉中ノ島線	1110 メートル	両側

に改め、同項に次のように加える。

区域又は道路の区間					
最高速度 (毎時)	制限する 車両	制限 日時	区間距離	摘要	
西嫁島三丁目5番1号先 東郡玉湯町大字布志名先京都起点までの間の国道9号線	50キロ メートル  (緊急自動車、原付、けん引(①②③を除く。))	終日	2630 メートル	京都起 点333.87キロメートル地点から八 先京都起点336.5キロメートル地 点までの間の国道9号線	

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車両	制 限 日 時	区間距離	摘要
乃木福富町340番地1先 橋西側100メートル先 京都起点 334.34キロメートル地点から八東 郡玉湯町大字布志名637番地40先 京都起点336.3キロメートル地点 までの間の国道9号	50キロ メートル	車両 (緊急自動 車、原付、 けん引(① ②③を除 く。)	終日	1960 メートル	を

## 警 署

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車両	制限する 日時	区間距離	摘要
乃木福富町340番地1先 野代川橋西側100メートル地点から西嫁島二丁目10番16号先島根県職員運動場西側国道9号と主要地方道松江木次線の合流地点までの間の国道9号上り線	50キロメートル	車両 (緊急自動車、原付、けん引(①、②、③)を除く。)	終日	640メートル	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきときの方向
西嫁島二丁目10番16号先島根県職員運動場西側国道9号と主要地方道松江木次線の分岐点から乃木富町340番地1先野代川橋西側100メートル地点までの間の国道9号下り線	50キロメートル	車両 (緊急自動車、原付、けん引(①、②、③)を除く。)	終日	680メートル	東詰・西詰
乃木福富町340番地1先野代川橋西側100メートル地点から西嫁島三丁目4番16号先市道御園地24号線と市道松江停車場玉造線との三差路	50キロメートル	車両 (緊急自動車、原付、けん引(①、②、③)を除く。)	終日	290メートル	北詰
西嫁島三丁目4番16号先市道御園地28号線と市道松江停車場玉造線との三差路					

に改める。

別表第11(法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所)の松江警察署の部

別表第11(法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所)の安来警察署の部

場所	所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきときの方向	摘要
比津町350番地先 交差点	東詰		
西嫁島三丁目地内 橋の口橋北三差路	北詰		
西嫁島三丁目4番16号先 三差路	北詰		

別表第11(法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所)の松江警察署の部

別表第11(法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所)の安来警察署の部

場所	所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきときの方向	摘要
比津町350番地先 交差点	東詰		
西嫁島三丁目地内 橋の口橋北三差路	北詰		
西嫁島三丁目4番16号先 三差路	北詰		

別表第11(法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所)の安来警察署の部

## 署の部能義郡の項中

場所	摘要
指定場所に進行して きた車両等が停止す べきときの方向	摘要
広瀬町菅原500番地先 東方三差路	東 詰
指定場所に進行して きた車両等が停止す べきときの方向	摘要

を

## 署の部能義郡の項中

場所	摘要
指定場所に進行して きた車両等が停止す べきときの方向	摘要
広瀬町菅原500番地先 菅沢大橋西三差路	南 詰
指定場所に進行して きた車両等が停止す べきときの方向	摘要

に改め、同項に次のように加える。

場所	摘要
指定場所に進行して きた車両等が停止す べきときの方向	摘要
広瀬町菅原122番地1先 市原橋西詰北方約150メートル 地点の三差路	東 詰
指定場所に進行して きた車両等が停止す べきときの方向	摘要

## 署の部能義郡の項中

場所	摘要
指定場所に進行して きた車両等が停止す べきときの方向	摘要
大東町大字下阿用316番地1先 大東町菅野球場南東交 差点	東詰・西詰
指定場所に進行して きた車両等が停止す べきときの方向	摘要

別表第11(法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所)の掛合警察署の項中

場所	摘要
三刀屋町大字三刀屋70番地2先 三差路	東 詰
三刀屋町大字三刀屋1212番地25先 交差点	南詰・北詰
三刀屋町大字給下1450番地先	東 詰
指定場所に進行して きた車両等が停止す べきときの方向	摘要

を

場所	摘要
広瀬町梶留607番地先 梶大橋東詰三差路	南 詰
広瀬町梶留572番地先 梶大橋東方約150メートル地点 の交差点	北詰・南詰
指定場所に進行して きた車両等が停止す べきときの方向	摘要

別表第11(法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所)の木次警察署の項に次のように加える。

三刀屋町大字給下1450番地先 若宮三差路	北西詰		
-----------------------	-----	--	--

に改める。

別表第11(法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所)の出雲警察署の部出雲市の項に次のように加える。

場所	指定場所に進行して べき車両等が停止す べきときの方向	摘要
小山町249番地2先 交差点	東詰・西詰	
今市町142番地先 三差路	北詰	
今市町1655番地8先 三差路	西詰	
今市町1696番地先 山王交差点の南東三差路	東詰	
今市町1705番地17先 出雲科学館北西高架下南側三差路	南詰	
今市町1722番地2先 三差路	北詰	
今市町1900番地先 三差路	南詰	

別表第11(法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所)の大社警察署の項中

場所	指定場所に進行して べき車両等が停止す べきときの方向	摘要
大社町大字中荒木966番地1先 交差点	西詰	
別表第11(法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所)の川本警察署の項に次のように加える。		
別表第11(法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所)の平田警察署の項に次のように加える。		
邑智町大字小松地55番地先 交差点	北詰・南詰	

別表第11(法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所)の平田警察署の項に次のように加える。

別表第12(法第4条第1項、第2項及び第45条第1項の規定による車両の駐車を禁止する場所)の松江警察署の部松江市の項に次のように加える。

## 嘱

## 示

## 規

## 則

場所	対象車両	区間距離	適用時間	摘要
乃木福富町340番地1先野代川橋西側100メートル地点から西嫁島三丁目4番16号西方国道9号と市道松江停車場玉造線との交差点までの間の国道9号右折専流路	車両 (二輪のもの) 内客 待チタク シーザ除く。	午後9時 00分から 午前2時 00分まで	60 メートル	片側
朝日町498番地6前から同町489番地20先三差路西方10メートルまでの間の主要地方道松江停車場線の北側	車両 (二輪のもの) 内客 待チタク シーザ除く。	午前2時 00から午 後9時ま で	60 メートル	片側

別表第12(法第4条第1項、第2項及び第45条第1項の規定による車両の駐車を禁止する場所)の平田警察署の項中

場所	対象車両	区間距離	適用時間	摘要
平田町2957番地先明川橋東方50メートル地点の三差路から同町2972番地22先中ノ島中会館前三差路までの間の市道東平田明川線	車両 (二輪のもの) 内客 待チタク シーザ除く。	455 メートル		

場所	対象車両	区間距離	適用時間	摘要
平田町3903番地先国道431号との交差点から同町3335番地先交差点までの間の市道平田環状線	車両 (二輪のもの) 内客 待チタク シーザ除く。	400 メートル	終日	
平田町3899番地2先国道431号との交差点から同町3353番地先交差点までの間の市道灘町中の島線	車両 (二輪のもの) 内客 待チタク シーザ除く。	320 メートル	終日	
別表第22(法第4条第1項、第2項及び第50条の規定により車両が停止することとなるおそれがあるとき入ってはならない部分(停止禁止部分)として区画する場所)の出雲警察署の部出雲市の項に次のように加える。				
場所	対象車両	区間距離	適用時間	摘要
大津町1139番地先 出雲合同庁舎公用車出入口前				

別表第24(法第4条第1項、第2項、法第2条第1項第7号、法第20条第1項、法第26条の2第3項及び第35条第1項の規定による車両通行帯の設定、進路変更の禁止及び進行方向別通行区分設置場所)の松江警察署の部松江市の項に次のように加える。

場所	対象車両	区間距離	適用時間	摘要
平田町2957番地先明川橋東方50メートル地点の三差路から同町2412番地2先国道431号との交差点までの間の市道東平田明川線及び市道大倉中ノ島線	車両 (二輪のもの) 内客 待チタク シーザ除く。	1110 メートル	終日	

に改め、同項に次のように加える。

別表第26（法第4条第1項及び第2項の規定による自転車横断帯設置場所）の松江警察署の部松江市の項中

場所	自転車横断帯設置数	摘要
袖師町1番7号先 袖師北交差点	1	
場所	自転車横断帯設置数	摘要
袖師町1番7号先 袖師北交差点	3	
に改め、同項に次のように加える。		
場所	自転車横断帯設置数	摘要
西茶町45番地8先 末次公園東側市道	1	
末次町86番地先 松江市役所南側交差点	2	
西嫁島三丁目4番16号先 市道御園地24号線と市道松江停車場玉造線との三差路	1	
西嫁島三丁目4番16号先 市道御園地28号線と市道松江停車場玉造線との三差路	1	
西嫁島二丁目地内 国道9号と市道松江停車場玉造線との交差点	2	

に改め、同項に次のように加える。
場 袖師町1番7号先 袖師北交差点

別表第26（法第4条第1項及び第2項の規定による自転車横断帯設置場所）の松江警察署の部へ東郡の項に次のように加える。

摘要	自転車横断帯 設置 所	場
九 月 廿 四 日	新宿 駅前 交差点	新宿 駅前 交差点

玉湯町大字布志名970番地先	高速隊事務所入口交差点	4	
署の部能義郡の項中			
場 所	自転車横断帯設置数	摘要	
伯太町大字母里543番地先 市場尻橋西詰交差点	3		
を			
場 所	自転車横断帯設置数	摘要	
伯太町大字母里543番地先 市場尻橋西詰交差点	2		
に改め、同項に次のように加える。			
場 所	自転車横断帯設置数	摘要	
伯太町大字東母里559番地 1先 市場尻橋東詰交差点	1		
別表第26（法第4条第1項及び第2項の規定による自転車横断帯設置場所）の木次警察署の項に次のように加える。			

## 警察署

場所	自転車横断帯設置数	摘要
大東町大字大東1094番地先 大東町民体育館東側三差路	1	
大東町大字大東1122番地先 交差点	2	
大東町大字下阿用316番地1先 大東町営野球場南東交差点	1	

別表第26(法第4条第1項及び第2項の規定による自転車横断帯設置場所)の掛合警察署の項に次のように加える。

場所	自転車横断帯設置数	摘要
三刀屋町大字給下1450番地先 若宮三差路	1	

別表第26(法第4条第1項及び第2項の規定による自転車横断帯設置場所)の出雲警察署の部出雲市の項中

場所	自転車横断帯設置数	摘要
今市町1696番地先 山王交差点の南東三差路	1	

別表第26(法第4条第1項及び第2項の規定による自転車横断帯設置場所)の出雲警察署の部簸川郡の項に次のように加える。

場所	自転車横断帯設置数	摘要
今市町60番地 三京橋交差点	1	

別表第26(法第4条第1項及び第2項の規定による自転車横断帯設置場所)の平田警察署の項に次のように加える。

場所	自転車横断帯設置数	摘要
平田町3367番地2先 千歳橋北側交差点	4	

に改め

場所	自転車横断帯設置数	摘要
今市町1489番地先 三差路	1	

を削り、同項に次のように加える。

## 駐 車

平田町3353番地先 北側交差点	4	
平田町331番地1先 南東側交差点	4	

別表第26（法第4条第1項及び第2項の規定による自転車横断帯設置場所）の江津警察署の項目に次のように加える。

場 所	自転車横断帯設置数	摘要
千田町504番地8先 南東約40メートル地点の交差点	2	
跡市町593番地先 跡市小学校北方三差路	2	

別表第28（法第4条第1項、法第34条第5項のただし書の道路標識により、多通行帯において、交通整理の行われている交差点における原動機付自転車の右折方法（小回り）の場所）の松江警察署の部松江市の項目に次のように加える。

場 所 及 び 進 行 方 向	摘 要
朝日町475番地先 JR松江駅前交差点の主要地方道松江停車場線（東朝日町方向から大橋川方向への右折）	
朝日町475番地先 JR松江駅前交差点の主要地方道松江停車場線（灘町方向からJR松江駅構内への右折）	

別表第29（法第4条第1項第2項及び第49条第1項の規定による車両の時間制限駐車区間を指定する場所）の松江警察署の部松江市の項目

場 所	引き続ぎ駐車できる時間	適用時間	対象車両	区間距離	パークィング・チケット発給機の基數	駐車枠	摘要
殿町158番地先島根県民会館南東交差点から北へ21メートルの間の市道県民会館東線の当該道路の中央から西側の部分	午前8時から午後8時まで30分以内	午前8時から午後8時まで	車両（二輪のもの）を除く。	21メートル	1	3	

平成14年4月26日

島根県報

号外第61号 (16)

平成十四年四月二十六日発行

発行者

島

根

県

印發行所

松江市学園南町

松島陽根印刷所

定価一箇月  
金一千四百二十円

(送料共)

毎週火・金曜日発行